

# 令和3年度 保健事業のお知らせ

共済組合では、組合員及びその被扶養者の健康の保持増進、健康教育等を目的とした各種保健事業を実施しています。

事業名	募集人員	事業内容
2日ドック助成	申請者全員	令和3年3月時点において資格を有する組合員及び被扶養者（令和3年度に19歳以上の者）が当組合の契約健診機関にてドックを受診した際の費用の一部を助成する。 2日ドック助成…38,000円 1日ドック助成…28,000円
1日ドック助成		
お口のチェック	1,050人	過去5年間に於いて歯科医院を受診していない組合員及び被扶養者が契約歯科医院において、お口のチェックを受診した際の費用の全額を助成（年度内に1人1回限り）する。 ※従前、受診者へ配付していた「歯みがきセット」は廃止
インフルエンザ予防接種助成	5,600人	組合員及び被扶養者が令和3年10月から令和4年3月にインフルエンザ予防接種を受けた際の費用の一部を助成する。 ※地方公共団体等からの助成を受けることができる者は除く。 助成額…年度内に1人1回限り1,500円
健康づくり講座	-	講座開催を希望する所属所に対して講師を派遣し、健康づくりを目的とした講演を実施する。（講師派遣に係る費用を助成）
健康管理者研修会	-	職員の健康管理の業務に携わる担当課長、保健師等の出席を要請し、研修で学んだ知識を職場や地域にフィードバックすることで、職員の健康管理について所属所と共済組合が協働して取り組んでいくことを目的として実施する。
医療費通知	-	健康意識啓発のため、受診医療機関、受診年月、診療区分、医療費総額等を記載した医療費通知書を、年3回（7月、11月、3月）受診者全員に配付する。 ※再交付不可
ジェネリック医薬品差額通知書	-	後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進を目的とし、服用中の医薬品との差額等を記載したジェネリック医薬品差額通知書を年2回（6月と12月）、対象者へ配付する。

保健事業を利用するには、事業の実施内容によりその他の留意事項等がありますので、詳しくは所属所の共済組合事務担当課又は共済組合保健課へお問い合わせください。

その他の保健事業として、次の事業を医療費増高対策のため実施しています。

- ・医療費分析資料
- ・レセプト審査点検
- ・第2期データヘルス計画
- ・所属所巡回説明会

## ■人間ドックの早期予約・早期受診にご協力ください

例年、受診希望者が年度末に集中する傾向にあり、希望する医療機関で受診できない場合があります。新型コロナウイルス感染症の影響もありますので、受診をされる際には感染対策を徹底していただき、可能な限り早期予約・早期受診にご協力願います。

### 【人間ドック予約時の注意点】

- ・予約時は必ず「長崎県市町村職員共済組合のドック助成券を使用」と伝えていただき、助成券はドック当日に医療機関へ提出しますので、紛失しないよう保管ください。
- ・キャンセル発生時の代替え受診やドック種別（2日→1日等）の変更はできません。
- ・健診結果において「特定保健指導」に該当した場合は必ず受診してください。

お問い合わせ先

保健課

TEL 095-827-3139